

議案第五号

町有財産の処分について
左記のとおり町有財産を処分するものとする。

記

一 財産の所在 構造 坪数等

所在	建物の構造	棟数	建坪	建物の名称	備考
三軒町大字穴鴨 字橋詰二五三の一 字橋詰二六六	木造スレート葺 平屋建	一棟	一五 ^坪 〇〇	穴鴨巡査駐在所	

二 処分の理由

右の建物が老朽し使用に堪えないため、大字穴鴨字葉広一六五の四番に新築移転したので、売却処分する。

三 処分の方法 随意契約

四 契約の相手方 馬取市今町二丁目一五三

日ノ丸自動車株式会社

取締役社長 米原

穰

昭和三十八年一月十八日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和三十年一月十八日 原案可決

三朝町議會議長

矢田秀雄

